

6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です

国の食育推進計画で、6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」と定められています。この機会に、命の源「食」について考え、食育に取り組んでみませんか。

【問合せ先】本庁農政課企画総務グループ(内線4221)

食育とは

生きる上の基本であって、知育、徳育および体育の基本となるもので、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることです。

なぜ今「食育」が重要なのか？

近年、食を巡る環境が変化する中、生活習慣の乱れから来る糖尿病など生活習慣病の有病者の増加、子どもの朝食欠食・孤食、高齢者の栄養不足、日本型食生活や伝統的食文化の衰退、食料自給率の低迷など、さまざまな問題が生じています。

こうした中、食に関する知識を身に付け、健康的な食生活を実践することで、心と体の健康を維持し、生き生きと暮らすことができます。「食べる力」Ⅱ「生きる力」を育む食育は生涯にわたって重要となります。

第2次薩摩川内市食育・地産地消推進計画を策定

市では、第1次計画の食育・地産地消の取り組みを振り返るとともに、国の計画などを参考に、平成29年度から33年度までの5カ年を計画期間とする「第2次薩摩川内市食育・地産地消推進計画」を策定しました。今後、本計画に基づき、関係機関が一体となって食育・地産地消の取り組みを展開します。

なお、この計画における「さつませんだいの食」とは、本市の新鮮で安全・安心な農林水産物およびそれを食料として積極的に活用する「健康で豊かな食生活」を指しています。

「いただきます」から「食育」を

「食育」の取り組みは、食に関する幅広い分野にわたります。

まずは、「いただきます」の感謝の気持ちを持つことから「食育」に取り組んでみませんか。

第2次薩摩川内市食育・地産地消推進計画【計画の方策】

【基本目標】「さつませんだいの食」を通じた健康で豊かな食生活の実現

本市の新鮮な農林水産物や食文化を生かし、多くの市民が農林水産業を理解し、「食」に対する正しい知識の習得により、健康で豊かな食生活を実現している姿を目指します。

【推進目標】

1. ライフステージや生活実態に合わせた『さつませんだいの食』の実践

若い世代、子育て世代など、世代別の食育や、市民の多様な特性・ニーズに応じた、より分かりやすく、実効性の高い『さつませんだいの食』の推進に取り組みます。

●推進方策

- ・家庭における「食育」の推進
- ・学校、保育所などにおける「食育」の推進
- ・健康で豊かな食生活を実現するための幅広い「食育」の推進

2. 「さつませんだいの食」の実現に向けた本市農林水産物の供給支援

地産地消に取り組む農林漁業者を支援するとともに、本市農林水産物を利用した加工や販売といった各種取り組みを通じて、本市農林水産業の理解促進と本市の豊かな農林水産物の情報発信による「さつませんだいの食」の実現に努めます。

●推進方策

- ・市内の農林水産物の利用支援
- ・直売所などの本市農林水産物の販売拠点の充実強化
- ・農林水産業への理解促進および本市農林水産物の情報発信力の強化

6月は「環境月間」です

【問合せ先】本庁環境課生活環境グループ(内線2751)

6月5日は環境の日です。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたもので、事業者および国民の間に広く環境の保全に関する関心と理解を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行うことを目的としています。

日本では、平成3年から6月を環境月間と定め、全国各地で環境に係る行事などが実施されています。

今回は、環境の保全に関心を持っていただくために、私たちの身近な環境である「水」について紹介します。

【河川の水質について】

私たちが日ごろから使用している水道水や地下水は、側溝などを通じて河川へ流入し、下流で農業用水に使用されたり、浄化して再び水道水として使用されたりします。川をきれいにすることは、自然環境、生態系の保全の上でも大切なことです。

河川を汚す原因の一つに生活雑排水があります。生活雑排水とは、台所、風呂、洗濯など、日常生活で生じる排水のことです。

生活雑排水などの汚水や、微生物が分解することが困難な油などを流すと、それらを分解するために水中の好気性

微生物(酸素を消費して有機物を分解する微生物)がたくさんの酸素を消費し、魚などの生物が呼吸できなくなるなど、環境に大きな影響を与えます。

また、家庭や農業などで使用する農薬や肥料については、土壌に浸透して河川へ流入することもあります。農薬には、生態系に影響を与える恐れのある物質も含まれています。肥料には、窒素やリンが多く含まれているものもあり、水中の微生物の栄養源となります。これらが大量に河川に流入すると、微生物が必要以上に繁殖し、やはり水中の酸素を消費して魚などの生物が呼吸できなくなることがあります。

これらを防ぐためには、私たちが日

【河川水の調査について】

本市では、毎年河川水の水質調査を行っています。昨年度は36地点で水質調査を行い、全地点でおおむね良好な結果となりました。

【飲用井戸の利用について】

地下水を使用する飲用井戸は、土壌汚染の影響を受ける可能性があります。飲用井戸を管理されている方は、次の点に留意ください。

- ▼井戸やその周辺にみだりに人や動物が入らないよう、柵や鍵を設置しましょう。
- ▼井戸やその周辺に異常がないか、また清潔に保たれているか、定期的に点検しましょう。
- ▼飲用として使用される場合は、煮沸などの処理をしてから使用しましょう。
- ▼安全に使用するため、年に1回は水質検査を受けましょう。

*水質検査機関の連絡先などについては、環境課へ問い合わせください。なお、市ホームページにも掲載しています。

▼日ごろから色の濁り、味、臭いなどに異常がないか確認し、異常があれば、直ちに環境課へ連絡ください。

- ▼ごろから少しずつ環境に配慮し、次のことに注意することが大切です。
- ▼飲み物や食べ物などを残さないようにし、飲み残しや食べ残しなどを排水口に流さないように心掛けましょう。
- ▼洗剤などは適量を使用し、お風呂の残り湯は洗濯などに再利用しましょう。
- ▼河川などに空き缶、油、薬品、ビン、リットル類などを捨てないようにしましょう。
- ▼油は新聞紙や布に浸み込ませて、燃やせるごみとして出しましょう。
- ▼農薬や肥料は、過剰に使用しないようにしましょう。